

京都市の2015年2月12日ホームページの虚偽的、不誠実な発表に対する意見

2015年2月16日

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

2015年2月12日に、京都市ホームページに、下記広報がされました。

京都市広報

京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に関する本市の考え方「本市では、野良猫等への無責任な給餌（餌やり）に関する規定を含む「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」について、平成26年12月15日から平成27年1月14日までの間、その骨子をお示しし、制定に係る市民意見の募集を行ったところです。

その結果、3,005通と全国から大変多くの御意見をお寄せいただき、また、その多くは野良猫への給餌に関する規定に係るものでした。しかし、インターネット等を通じまして、本市の条例が、「給餌者に猫を自ら飼養することを課す」もの、あるいは、「まちねこ活動支援事業」に反する給餌が禁じられ、罰則が課されるものといった誤った情報が一部の団体等により広められておりますことから、御意見の中には、このような誤解に基づいて、反対されるものも多数ございました。本市の考え方に加え、本条例の制定に関する本市の考え方を改めてお伝えさせていただきます。この問題について正しくお考えいただく機会となれば幸いです。」

上記京都市の、一部の団体等とはTHEペット法塾と京都市野良猫保護連絡会を指していると認められます。

THEペット法塾の、京都市条例は、動物愛護管理法に反する、野良猫保護の基本を欠き、地域猫活動を妨害するものとの意見を発表し、平成27年2月7日に緊急

集会を開催しましたが、京都市の発表内容は、THEペット法塾の意見や活動について、事実をねじ曲げて、市民、国民を欺く内容の、京都市の広報は、虚偽的で不誠実です。

京都市の虚偽性

1 京都市パブコメ募集骨子は①～④です。（*は言葉から理解される意味）

① 野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。

* 野良猫に餌やりは、「まちねこ支援事業」しか認めず、そうでなければ、猫を自ら飼養すること（即ち「持ち帰れ」と同じ意味か）。

② 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。

③ これに違反し（生活環境が損なわれ）たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは過料（行政罰）の制裁を課す。

* 猫餌やりに罰則を課す。

④ まちねこ支援事業は、①3名以上の団体。②町内会等の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

* 個人の猫餌やりは排除して認めない。3名以上、町内会の同意を得ること、私有地など猫餌やり場を用意することを課すことは、個人の猫餌やりに不可能を強い、個人の猫餌やりを排除するもので「野良猫餌やり禁止条例」と認められる。

2 京都市は「（一部団体、即ちTHEペット法塾は）本市の条例が「給餌者に猫を自ら飼養することを課す」もの、あるいは、「まちねこ活動支援事業」に反する給餌が禁じられ、罰則が課される」との誤った情報を流した」とするが、上記の京都市条例骨子の文言趣旨からは、どこにも誤りはありません。

THEペット法塾は、京都市条例案を上記の通り、文言を正確に伝えて、その内容が憲法、民法から見ても、著しく奇異であり、明らかに動物愛護法に反すると認められるので、誤った京都市への意見を公表したものです。

京都市の「誤った情報を流した」、「正しくお考えいただきたい」との広報は、THEペット法塾の意見を欺瞞的にねじ曲げ、京都市民、国民を欺くもので、行政としては、極めて信頼を欠く、不誠実、虚偽的なものです。京都市の品性、レベルを疑うものです。

- 3 THEペット法塾は、市長、議員、行政へもご案内を差し上げてご意見を求める努力をし、現場、学識者、動物愛護法の立法などにも関与された政治家、猫餌やり活動、地域猫活動の皆様の現在日本のトップにいる皆様方に集まって頂き、2, 7「京都緊急集会、形を変えた殺処分」を開催致しました。

集会は、京都市条例を資料として配布し、下記の皆様で議論をして頂きました。

藤野真紀子（元衆議院議員）、吉田眞澄（弁護士／元帯広畜産大学理事・副学長）、高木優治（元新宿区保健所職員）、溝淵和人（動物ボランティアCat28）、鶴田真子美（全国動物ネットワーク）、佐川真人（アニマルネットワーク京都）、山崎悦子（名古屋市）、武藤安子（グリーンNet）、佐藤泰子（静岡動物愛護犬猫ホットライン）。

THEペット法塾の条例の理解、意見は、法律、行政、野良猫問題、地域猫活動の意見を前提とするもので、適切かつ必要なものと考えます。

野良猫問題は、原因である猫遺棄などの行為を厳しく禁止すること、猫餌やりのボランティアによる、野良猫保護のために献身的なTNR活動などの活動を公益活動として正しく理解し、行政が核となって運営支援するとの動物愛護管理法の基本が守られるべきところ、京都市は、猫遺棄などの行為よりも、猫餌やりが野良猫問題の原因とする誤りに基いて、反社会的行為と捉え、明らかに誤った、餌やりを禁じた動物に冷たい「形を変えた殺処分」の条例です。

京都市の考えや姿勢は、野良猫への命の保護が目的ではなく、「無責任な給餌（餌やり）」規制を目的とし、個人的な猫餌やりを反社会的、犯罪類似行為として、禁止することを目的とする条例です。その誤った考えの延長上にあるホームページの広報と考えるものです。

京都市への指摘

京都市においては、条例案についての下記の指摘を正面から受け止められることを求めます。

京都憲章の動物にも心地よい街とうたっているのに、これと全く異なる野良猫排除の条例となっている。餌やり自体は悪いことではなく、その原因を作っているのは猫遺棄の犯罪者、場合により家猫の放置。とぼっちりが、野良猫達を身を切って避妊去勢をして餌やり保護をしてきた猫保護者と野良猫保護者である。京都市は、ここ3年程で野良猫への苦情が約700件から大きく減っている。京都情報館によれば、犬猫のふん尿被害等で、保健センターに寄せられる苦情件数は、平成23年度：犬409件，猫699件，平成24年度：犬442件，猫561件，平成25年度：犬398件，猫273件で、猫は約700件から270件余りと激減している。その背景は様々考えられるが猫餌やりボランティアの活動があったのは無視出来ない。苦情の激減する状況において、猫餌やりは反社会的なものとする誤った見解で排除する必要が認められない。個人の猫餌やりによる地域猫活動を排除して、野良猫保護と地域猫問題を解決することは困難と考えられる。パブコメも適切な情報が提供されず、ねじ曲げた方向へ誘引するなど行政手続法に反している疑いがある。再度出直すことが必要と考える。

- ① 動物への思いやりに欠け、
- ② 動物のことを誤解するメッセージを送り、
- ③ 動物との正しい関わりを考える努力を怠る。

拙速に結論を出し、動物との絆を大切にしない。野良猫の原因である猫を遺棄する「犯罪者」対策は何ら講じていない。犬と猫をまちから追い出したうえ戻れないよう門を閉じる「犬や猫を締め出す社会」と言える。「犬や猫に閉鎖的な社会」の実現を目指すものである。

京都動物愛護憲章が目指す「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」推進の具体的行動指針である「動物を思いやりましょう」、「動物のことを学びましょう」、「動物との正しい関わりを考えましょう」、「動物との絆を最後まで大切にしましょう」、「人にも動物にも心地よいまちを作りましょう」を推進するための条例のような外観であるが、「看板に偽りあり」というもので、犬や猫にとって「心地よいまち」であるはずがない。

条例は、野良猫の迷惑と反社会的な野良猫猫餌やりの迷惑を規制することで、社会に無知や無理解の「冷たい目」の蔓延する「うるおいのないまち」を目指す内容となっている。